令 和 ３ 年 度 実 施
高等専門学校機関別認証評価
評　価　報　告　書

群馬工業高等専門学校

令和４年３月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目　　次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について…… i

Ⅰ　認証評価結果 …… 1

Ⅱ　基準ごとの評価 …… 2

基準１　教育の内部質保証システム…… 2

基準２　教育組織及び教員・教育支援者等…… 5

基準３　学習環境及び学生支援等…… 8

基準４　財務基盤及び管理運営…… 11

基準５　準学士課程の教育課程・教育方法…… 14

基準６　準学士課程の学生の受入れ…… 18

基準７　準学士課程の学習・教育の成果…… 20

基準８　専攻科課程の教育活動の状況…… 22

＜参　考＞…… 26

ⅰ　現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）…… 27

ⅱ　目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）…… 28

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

１　評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成 17 年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

（１）高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。

（２）高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。

（３）評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。

（４）高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

２　評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

※　令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、高等専門学校機関別認証評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

３年７月	書面調査の実施
８月	評価部会（注１）、財務専門部会（注２）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定）
９月	運営小委員会（注３）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10 月	オンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査）
12 月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
４年１月	評価委員会（注４）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象高等専門学校に通知
３月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注１）評価部会・・・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（注２）財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（注３）運営小委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

（注４）評価委員会・・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

３　高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和４年３月現在）

（１）高等専門学校機関別認証評価委員会

阿　部　　徹	岩手県立前沢明峰支援学校教諭／元　盛岡工業高等学校長
荒　井　幸　代	千葉大学教授
荒　金　善　裕	元　東京都立産業技術高等専門学校長
有　信　睦　弘	広島県立叡啓大学長
大　島　ま　り	東京大学教授
萱　島　信　子	JICA 緒方貞子平和開発研究所顧問
○京　谷　美代子	元　株式会社 FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
黒　田　孝　春	長岡技術科学大学特任教授
田　中　英　一	名古屋大学名誉教授
永　澤　　茂	長岡技術科学大学教授
新　田　保　次	元　鈴鹿工業高等専門学校長
飛　原　英　治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福　富　洋　志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
◎武　藤　睦　治	長岡技術科学大学名誉教授
村　田　圭　治	近畿大学工業高等専門学校長
森　野　数　博	前　呉工業高等専門学校長
山　口　　周	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山　本　進　一	豊橋技術科学大学理事・副学長
和　田　安　弘	長岡技術科学大学理事・副学長

※　◎は委員長、○は副委員長

（２）高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

荒　井　幸　代	千葉大学教授
田　中　英　一	名古屋大学名誉教授
◎飛　原　英　治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福　富　洋　志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
○森　野　数　博	前　呉工業高等専門学校長

※　◎は主査、○は副主査

（3）高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（第１部会）

青　山　晶　子	富山高等専門学校教授
佐　藤　一　志	仙台高等専門学校教授
◎田　中　英　一	名古屋大学名誉教授
中　井　優　一	明石工業高等専門学校教授
中　野　正　勝	東京都立産業技術高等専門学校教授
楡　井　雅　巳	長野工業高等専門学校教授
飛　原　英　治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
○福　富　洋　志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
南　　將　人	八戸工業高等専門学校教授
向　谷　光　彦	香川高等専門学校教授
米　田　知　晃	福井工業高等専門学校教授

※　◎は部会長、○は副部会長

（第２部会）

朝　倉　　和	広島商船高等専門学校教授
○荒　井　幸　代	千葉大学教授
伊　東　昌　章	沖縄工業高等専門学校教授
大　庭　勝　久	沼津工業高等専門学校教授
岡　本　　修	茨城工業高等専門学校教授
長　岡　史　郎	香川高等専門学校教授
中　村　　格	鹿児島工業高等専門学校教授
飛　原　英　治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
◎森　野　数　博	前　呉工業高等専門学校長
湯　治　準一郎	熊本高等専門学校教授
米　光　　裕	和歌山工業高等専門学校教授

※　◎は部会長、○は副部会長

（4）高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

◎荒　金　善　裕	元　東京都立産業技術高等専門学校長
○神　林　克　明	公認会計士、税理士
峯　岸　秀　幸	公認会計士、税理士
飛　原　英　治	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※　◎は部会長、○は副部会長

４　本評価報告書の内容

（１）「Ⅰ　認証評価結果」

「Ⅰ　認証評価結果」では、「Ⅱ　基準ごとの評価」において基準１から基準８の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

（２）「Ⅱ　基準ごとの評価」

「Ⅱ　基準ごとの評価」では、基準１から基準８において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

（※　評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ　意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。）

（３）「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「ⅰ　現況及び特徴」、「ⅱ　目的」を転載しています。

５　本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和３年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト（https://www.niad.ac.jp/）への掲載等により、広く社会に公表します。

その際、自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）も併せて公表し、その書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所の後ろにアスタリスク*を付しています（一文の全体の場合は句点の後ろ）。

Ⅰ　認証評価結果

群馬工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点１－１については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

○　ＰＢＬ型授業の一つである「知的財産権概論」では、弁理士でもある教員から知的財産権について学習した後、公開特許の試作・改良及びパテントコンテストへの出願を行っている。この取組の結果、令和元年度のパテントコンテストでは、優秀賞（特許出願支援対象）の成果を上げている。

○　就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

○　前回の機関別認証評価で指摘された改善を要する点のうち、「準学士課程、専攻科課程ともに、一部授業科目において複数年度にわたり同一の試験問題が提出されている」について、試験問題のチェックに関する取組が十分に改善されているとはいえない。（観点１－１－④）

○　成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的な措置として、複数年次にわたり同一の試験問題が繰り返し出題されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックに関する取組は十分とはいえない。（観点５－３－①）（観点８－１－⑤）

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における高等専門学校の対応について）

令和３年度においては、学年当初から新型コロナウイルス感染症の影響から、通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったことから、対象校に対してその状況について報告を求めたところ、付録のとおり取り組んでいることが認められた。

Ⅱ　基準ごとの評価

基準１　教育の内部質保証システム
評価の視点 １－１【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第１項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。 １－２　準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。 １－３　学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。
観点 １－１－①【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 １－１－②【重点評価項目】 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 １－１－③【重点評価項目】 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 １－１－④【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 （準学士課程） １－２－①　準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 １－２－②　準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 １－２－③　準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 （専攻科課程） １－２－④　専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

１－２－⑤　専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
１－２－⑥　専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
１－３－①　学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【評価結果】

基準１を満たしている。

重点評価項目である評価の視点１－１については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点１－１

当校では、２年ごとに自己点検・評価を実施するための方針として「群馬工業高等専門学校評価規則」を定め、自己点検・評価の実施体制として評価委員会を設置している。

「群馬工業高等専門学校評価規則」に基づいて、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。２年ごとに自己点検・評価を実施しており、その結果を『自己点検・評価書』としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、就職・進学先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価の結果を踏まえて実施している。

「群馬工業高等専門学校評価規則」によって、内部質保証に係る体制が明確に規定されている。

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項については、一部で十分に改善されているとはいえないものの、対応している。

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。

これらのことから内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点１－１については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

評価の視点１－２

＜準学士課程＞

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると卒業できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有してい

る。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の３要素を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

＜専攻科課程＞

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると修了できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の３要素を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

これらのことから、準学士課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

評価の視点１－３

学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、定期的に運営委員会で見直しを行う体制を整備している。

令和元年度に卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）について見直しを行っており、点検の結果、改定している。

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準１を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

○　前回の機関別認証評価で指摘された改善を要する点のうち、「準学士課程、専攻科課程ともに、一部授業科目において複数年度にわたり同一の試験問題が提出されている」について、試験問題のチェックに関する取組が十分に改善されているとはいえない。（観点１－１－④）

基準２　教育組織及び教員・教育支援者等
評価の視点 ２－１　学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。 ２－２　教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。 ２－３　全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。 ２－４　教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。
観点 ２－１－①　学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。 ２－１－②　専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。 ２－１－③　教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。 ２－２－①　学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。 ２－２－②　学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。 ２－２－③　学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。 ２－３－①　全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。 ２－３－②　教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。 ２－４－①　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。 ２－４－②　学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。 ２－４－③　教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準２を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点２－１

準学士課程には、機械工学科、電子メディア工学科、電子情報工学科、物質工学科、環境都市工学科を

設置している。学科の構成は、学校等の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

専攻科課程には、生産システム工学専攻、環境工学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務委員会、学生に関する事項を審議するために厚生補導委員会、入学試験に関する事項を審議するために教務及び専攻科委員会、専攻科に関する事項を審議するために専攻科委員会を設置し、必要な活動を行っている。

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

評価の視点２－２

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置していることに加え、博士の学位を有する教員、担当する言語を母国語とする教員、民間企業等における勤務経験を有する教員、海外経験を有する教員を配置している。

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が特定の範囲に著しく偏ることのないように、職位によって年齢制限を課した公募を行うとともに、教育経歴、実務経験、男女比を配慮している。

また、教員に対して、学位取得に関する支援、公募制、教員表彰制度の導入、校長裁量経費等の予算配分、ゆとりの時間確保策の導入、他の教育機関との人事交流、研究発表推進経費の配分等の措置を講じている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

評価の視点２－３

教員（非常勤教員を除く。）については、勤務年数、校務の負担、授業評価、表彰・研究等を総合したポイント制に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を活用するための体制を整備しており、この体制の下、定期的に教員評価を行っている。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、表彰を行っている。

非常勤教員については、学生評価アンケートを行っている。

教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき採用・昇格等を行っている。

教員の採用に当たっては、「群馬工業高等専門学校教員選考規則」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験を確認している。また、模擬授業を実施している。

教員の昇格に当たっては、「群馬工業高等専門学校教員選考規則」、「群馬工業高等専門学校における教員の教授昇任基準について」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験、研究業績等を確認している。

非常勤教員については、「非常勤講師の採用について」を定めている。

これらのことから、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、

教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていると判断する。

評価の視点２－４

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「ＦＤ」という。）を実施する体制として教育研究委員会を設置しており、毎年度、ＦＤを実施している。

令和２年度においては、高等教育セミナー、著作権セミナー、新任教員研修会等を実施している。

ＦＤの結果、授業評価アンケートを教員が自己の教育技量が確認できるよう配布し、その結果を用いて、教授方法の改善が図られており、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

教育支援者（事務職員、技術職員等）を法令に従い適切に配置している。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和２年度においては、高等教育セミナーを行っている。

また、技術職員の専門技能の向上を図るための取組として、令和２年度に著作権セミナーに技術職員を参加させている。

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準２を満たしている。」と判断する。

基準３　学習環境及び学生支援等
評価の視点 ３－１　学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。 ３－２　教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
観点 ３－１－①　学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 ３－１－②　教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 ３－１－③　図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 ３－２－①　履修等に関するガイダンスを実施しているか。 ３－２－②　学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 ３－２－③　特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 ３－２－④　学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 ３－２－⑤　就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 ３－２－⑥　学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。 ３－２－⑦　学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

【評価結果】

基準３を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点３－１

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理及び語学の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設、コミュニケーションスペースを設けている。

これらの施設等については、「群馬工業高等専門学校安全衛生委員会規則」、「群馬工業高等専門学校運営委員会規則」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、安全衛生に係る点検、ガイダンスを実施している。また、施設等のバリアフリー化についても配慮している。

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「群馬工業高等専門学校教員学生会連絡会内規」等に基づき整備しており、把握した結果、ドアの不具合等の改善を図っている。

ＩＣＴ環境が、「群馬工業高等専門学校情報基盤センター規則」、「群馬工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会規程」、「群馬工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会規程」に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育として、学生に対しては群馬高専情報セキュリティユーザーガイドライン等を読ませ、宣誓書を提出させている。教職員については情報セキュリティに関する研修会を実施している。

ＩＣＴ環境については、アンケートにより、学生及び教職員の活用状況を把握している。

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「群馬工業高等専門学校情報基盤センター委員会規則」に基づき整備しており、把握した結果、令和２年度は、校内無線ＬＡＮへの接続試行として専攻科生、５年生を対象に申請を受け付けるといった改善を行っている。

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 113,049 冊（うち、外国書 9,370 冊）、学術雑誌 4,029 種（うち、外国書 2,803 種）、電子ジャーナル 2,487 種（うち、外国書 2,487 種）、視聴覚資料 1,199 点を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理している。

これらの資料を活用するための取組として、ガイダンス、開室時間の配慮、オンライン蔵書目録（ＯＰＡＣ）の導入を行っている。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されており、また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

評価の視点３－２

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生、編入学生、留学生、障害のある学生に対して、実施している。

実習工場の利用については、ガイダンスを行っている。

図書館の利用については、ガイダンスを行っている。

学生の自主的学習を支援するため、担任による学習支援体制、対面型の相談受付体制、電子メールによる相談受付体制、ＩＣＴを活用した成績確認や学習相談等に関するシステム、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制等を整備している。これらの支援体制の利用状況は、学生相談室を利用した学生数が令和２年度において 277 人、令和２年度に学内のＴＯＥＩＣ ＩＰテストを受験した者が 298 人、令和元年度に行われた技術士第一次試験（技術士補）に９人合格、令和元年度のオーストラリア語学研修に 29 人参加となっている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、学生との懇談会を実施している。

これらの取組のうち、担任制・指導教員制について、４月・５月に全学生に担任が個人面談を実施し、学習の様子等を把握する状況となっている。また、学生との懇談会（学生会連絡会）を令和元年度に実施している。

留学生、編入学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、留学生には、留学生指導教員による学習支援、留学生チューターの配置、編入学生には、入学前のオリエンテーションの実施、障害のある学生には学生支援担当者を中心に、クラス担任、教務担当者を含めて対応を行うなど、

必要に応じた支援を行っている。

なお、障害者差別解消法に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健センター、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等を整備し、学生相談等を実施している。

「群馬工業高等専門学校におけるいじめ防止等基本計画」等を定め、いじめの防止・早期発見・対処等の体制を整備し、いじめ防止の取組を実施している。

また、健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度、実施している。

学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度を整備し、授業料の減免等を実施している。

就職や進学等については、進路支援室を中心とした進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、キャリア教育に関する研修会等、進路指導ガイダンス、進路指導室の設置、進学・就職に関する説明会、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結、インターンシップ、専攻科ではキャリア教育を目標とした「企業論」の開講を行っている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、厚生補導委員会による支援体制を整備し、支援を行っている。明確な責任体制の下、部長、顧問教員の配置、設備の整備、教員への部活動指導のために部長・顧問教員連絡会議資料の配布等を行っている。

学生寮を整備しており、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として食堂、補食室、浴室、談話室を整備するとともに、勉学の場として学習室を整備している。

寮生活の手引きにより食事、入浴、就寝消灯時間が定められており、規則正しい生活を送ることとなっている。また、各棟には学習室があり、寮生同士で勉強するなど、消灯後の勉学に使用できる。

これらのことから、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準３を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

○　バリアフリー設備として建物の入口はスロープになっているが、入口が自動扉又は引き戸になっていない箇所があり、バリアフリー化は十分とはいえない。（観点３－１－①）

基準４　財務基盤及び管理運営
評価の視点 ４－１　学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。 ４－２　学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。 ４－３　学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。
観点 ４－１－①　学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。 ４－１－②　学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 ４－１－③　学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。 ４－１－④　学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。 ４－２－①　管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 ４－２－②　危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。 ４－２－③　外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。 ４－２－④　外部の教育資源を積極的に活用しているか。 ４－２－⑤　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。 ４－３－①　学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【評価結果】

基準４を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点４－１

当校は教育研究活動に必要な校地、校舎等の資産を有している。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）から学校運営に必要な予算が配分されており、経常的な収入を確保している。また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等による外部資金についても安定した確保に努めている。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。*

また、固定負債は、ほぼ全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金等の債務はない。

収支に係る方針、計画等を策定しており、関係者（教職員等）へ明示している。

収支に係る方針、計画等に基づいた資源配分を行っており、その内容について、関係者（教職員等）へ明示している。

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

学校を設置する法人である高専機構の財務諸表が官報において公告され、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

評価の視点４－２

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、運営委員会等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和２年度においては、運営委員会を 11 回開催し、教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動を行っている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「群馬工業高等専門学校リスク管理規則」に基づき整備し、危機管理マニュアル等を整備している。これらに基づき、毎年度、防災訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、科学研究費助成事業講習会を行っている。平成 28 年度から令和２年度の外部資金の受入実績は、５年間の合計で、科研費 94,929 千円、受託研究 26,407 千円、共同研究 94,562 千円、奨学寄附金 70,712 千円となっている。

また、「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

外部の教育・研究資源活用のための取組として、県内の金融機関と産学連携に関する情報交換及びインターンシップの支援、セミナー等への講師派遣等を目的とした連携協定の締結を行っている。

また、地域産業界と群馬工業高等専門学校及び地域公共団体等との産学官連携により、技術交流促進等を図ることを目的とした群嶺テクノ懇話会を組織し、人材育成講座、専攻科授業「企業論」への講師派遣、講演会を実施している。他にも他大学と連携し、技術相談・共同研究等を行っている。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）を高専機構の「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則」に基づき、組織的に行っている。令和２年度においては、高専機構が実施する教職員向け知的財産セミナー、実践的サイバー防御演習、初任職員研修会に職員を参加させている。

また、教授等の教員や校長等の執行部については、高専機構が実施する新任課長研修会等に参加させている。

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

評価の視点４－３

学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を当校ウェブサイトで公表している。

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準４を満たしている。」と判断する。

基準５　準学士課程の教育課程・教育方法
評価の視点 ５－１　準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。 ５－２　準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。 ５－３　準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
観点 ５－１－①　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 ５－１－②　教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 ５－１－③　創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 ５－２－①　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 ５－２－②　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 ５－３－①　成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 ５－３－②　卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準５を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点５－１

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、１年次から５年次までの各授業科目と対応付けたカリキュラム・マップを作成し、体系を明確化する取組を行っており、一般科目と専門科目は学年進行とともに専門科目が多くなるくさび型の配置とするなど、授業科目を体系的に配置している。

進級に関する規程として、「学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する内規」を整備している。

１年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め 35 週を確保しているとともに、特別活動を 90 単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、以下の取組を行っている。

・インターンシップによる単位認定
・専攻科課程教育との連携
・外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成
・資格取得に関する教育
・他の高等教育機関との単位互換制度
・最先端の技術に関する教育

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱っている。

創造力を育む教育方法の工夫として、複数学科で混成グループを作り実施する授業科目として「複合創造実験」を開講しており、学生自らが課題を設定し、その課題にグループで取り組むことによって、構想、設計、製作というものづくりの一連の流れをこれまで学んできた知識と有機的に連携させる授業を行っている。また、弁理士から知的財産権の概要について学習し、１対１やグループ単位でのディベート等を通じて学習する「知的財産権概論」を開講している。これらの取組の結果、学生が創造力を発揮し、令和元年度のパテントコンテストでは、優秀賞（特許出願支援対象）の成果を上げている。

実践力を育む教育方法の工夫として、全学科共通の授業科目として「インターンシップ」を開講しており、令和元年度は122人が参加し（新型コロナウイルス感染症により令和２年度はインターンシップを中止）、学生は実習先で就業体験を行っているほか、終了後に報告会を行っている。

国際対応力を育む教育方法の工夫として、国内外の大学・研究機関等で実際に研究・仕事をしている理工系研究者で、英語を主たるコミュニケーションの手段としている方々を講師とし、仕事場から直接英語で話すことで専門用語の発音や文章の言い回し等について、耳で聴いて理解してもらう英語授業プログラム「英語で専門分野の授業を聴く！！」を令和２年度は17回行っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

評価の視点５－２

授業形態の構成割合は、科目数からみて、機械工学科については、講義79.5%、演習3.2%、実験・実習10.8%、電子メディア工学科については、講義70.5%、演習12.6%、実験・実習7.4%、電子情報工学科については、講義78.3%、演習5.9%、実験・実習6.9%、物質工学科については、講義81.8%、演習3.0%、実験・実習9.1%、環境都市工学科については、講義75.7%、演習2.9%、実験・実習15.6%となっている。*

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮を行っている。

高専機構のＷｅｂシラバスを導入しており、シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名、教育目標等との関係、達成目標、教育方法、教育内容（１授業時間ごとに記載）、成績評価方法・基準、事前に行う準備学習、設置基準第17条第３項の規定に基づく授業科目（以下「履修単位科目」という。）か、第４項の規定に基づく授業科目（以下「学修単位科目」という。）かの区別、教科書・参考文献に係る項目を明示している。

教員及び学生のシラバスの活用状況をアンケートにより、把握している。

教員のシラバス活用状況を把握した結果、当該年度の授業の進行改善や翌年度のシラバス作成内容の改善を行っている。

また、履修単位科目は１単位当たり 30 時間を確保し、１単位時間を 50 分で規定、45 分で運用としているが、２時間連続の 90 分とすることにより、出席確認や途中で時間が分断されないため一連の授業内容を効率的に教授することで、50 分に相当する教育内容を確保している。

45 時間の学修を１単位とする単位計算方法を導入している授業科目の履修時間については、授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間以外の学修等を合わせて 45 時間であることを明示しており、その実質化のための対策として、授業外学習の必要性の周知を図る取組、事前学習の徹底、事後展開学習の徹底、授業外学習の時間の把握*を行っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

評価の視点５－３

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する内規」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、成績総括表、学生アンケートにより、学校として把握している。

追試験、再試験の成績評価の方法として「学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する内規」を定めている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、試験問題の使いまわしやレベルに関するピアレビューを行っている。

学則に修業年限を５年と定めている。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、卒業認定基準として「学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する内規」を定め、学生に周知し、卒業認定を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準５を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　創造力を育む教育方法の工夫としてＰＢＬ型の授業を開講しており、その中で「複合創造実験」は異なる専門分野を学ぶ学生同士がグループを作り、学生自らがＩｏＴに関して課題を設定し、その課題にグループで取り組むことによって、構想、設計、製作、成果の発表というものづくりの一連の流れを、これまで学んできた知識と有機的に連携させる授業となっている。

○　ＰＢＬ型授業の一つである「知的財産権概論」では、弁理士でもある教員から知的財産権について学習した後、公開特許の試作・改良及びパテントコンテストへの出願を行っている。この取組の結果、令和元年度のパテントコンテストでは、優秀賞（特許出願支援対象）の成果を上げている。

○　国際対応力を育む教育方法の工夫として、国内外の大学・研究機関等で実際に研究・仕事をしてい

る理工系研究者を講師とし、毎回、講師を変えながら、様々な話題、専門分野について英語で講演することで専門用語の発音や文章の言い回し等について、耳で聴いて理解してもらう英語授業プログラム「英語で専門分野の授業を聴く！！」を実施している。

【改善を要する点】

○　成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会について、明文化されていない。また、成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的な措置として、複数年次にわたり同一の試験問題が繰り返し出題されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックに関する取組は十分とはいえない。また、一部の授業科目において、本試験と再試験、追試験で同一の試験問題が出題されている。（観点５－３－①）

基準６　準学士課程の学生の受入れ
評価の視点 **６－１　入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。**
観点 ６－１－①　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 ６－１－②　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ６－１－③　実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準６を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点６－１

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦入学者選抜においては、面接、推薦書、調査書を総合して、一般入学者選抜においては、学力検査、調査書を総合して、帰国子女特別選抜においては、学力検査、面接、調査書を総合して合否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。*

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「群馬工業高等専門学校評価規則」に基づき整備している。

検証の結果、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った「特に理科や数学を得意で興味のある学生」を入学させるために、出願資格の評定科目を９教科から５教科に変更した。その他に帰国子女特別選抜の実施、一般選抜においては志望学科、志願種別を広く認めるなど選抜方法の改善を行っている。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として教務委員会を整備している。

当校における平成 29 年度から令和３年度の５年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準６を満たしている。」と判断する。

基準７　準学士課程の学習・教育の成果
評価の視点 **７－１　卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。**
観点 ７－１－①　成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 ７－１－②　達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 ７－１－③　就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【評価結果】

基準７を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点７－１

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する内規」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する内規」、「群馬工業高等専門学校教員会議規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

卒業時の学生については、令和２年度にアンケート*を、卒業生については、令和２年度にアンケートを、就職先については、平成29年度にアンケートを行っている。

当校における平成28年度から令和２年度の５年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は99.6%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は99.4%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準７を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　準学士課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望

者数）は極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

基準８　専攻科課程の教育活動の状況
評価の視点 ８－１　専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。 ８－２　専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。 ８－３　修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。
観点 ８－１－①　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 ８－１－②　準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 ８－１－③　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 ８－１－④　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。 ８－１－⑤　成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 ８－１－⑥　修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。 ８－２－①　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 ８－２－②　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ８－２－③　実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。 ８－３－①　成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 ８－３－②　達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

８－３－③　就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
８－３－④　修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【評価結果】

基準８を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点８－１

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

授業形態の構成割合は、コマ数からみて、生産システム工学専攻については、講義 48.0%、演習 24.0%、実験・実習 28.0%、環境工学専攻については、講義 47.0%、演習 23.0%、実験・実習 30.0%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮、ＰＢＬ形式の実験等の取組を行っている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「群馬工業高等専門学校専攻科授業科目履修規則」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、アンケートにより、学校として把握している。

追試験、再試験の成績評価の方法として「群馬工業高等専門学校専攻科授業科目履修規則」を定めている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示を行っている。

学則に修業年限を２年と定めている。

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、修了認定基準として「群馬工業高等専門学校専攻科授業科目履修規則」を定め、学生に周知し、修了認定を行っている。

修了認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

評価の視点８－２

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦選抜においては、面接、推薦書、調査書を総合して、学力選抜においては、学力検査、またはＴＯＥＩＣ（ＩＰを含む）スコア、面接、調査書を総合して、先進テクノロジー実践連携教育プログラム推薦選抜においては、学力検査、ＴＯＥＩＣ（ＩＰを含む）スコア、面接、推薦書、調査書を総合して、社会人特別選抜においては、面接、推薦書、調査書を総合して合否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「群馬工業高等専門学校専攻科委員会規則」に基づき整備している。

検証の結果、専攻科入試において、物理（力学・電磁気）の問題は、機械工学科出身の受験者には不利な面があったため､材料力学１題とＣ言語アルゴリズム１題を加え専攻科入学者選抜の改善を行っている。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として専攻科委員会を整備している。

当校における平成 29 年度から令和３年度の５年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均から、生産システム工学専攻については 1.78 倍、環境工学専攻については 1.84 倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に超える状況になっているものの、平成 25 年以降から 1 教室に収まる 40 人以下に選抜する取組により、教育・研究設備や研究指導に支障は生じていない。しかし、入学定員と実入学者数との乖離を縮小させる取組が必要である。

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、入学状況は適正であると判断する。

評価の視点８－３

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「群馬工業高等専門学校専攻科委員会規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「群馬工業高等専門学校教育研究委員会規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生、修了生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

修了時の学生については、令和２年度にアンケートを、修了生については、令和２年度にアンケートを、就職先については、平成 29 年度にアンケートを、進学先については、平成 29 年度にアンケートを行っている。

当校における平成 28 年度から令和２年度の５年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は 100％と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は 100％と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、平成 28 年度から令和２年度の５年間の修了生の学位取得率の平均は 100％であり、学位取得者数は 170 人となっている。

これらのことから、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準８を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　専攻科課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

○　国際対応力を育む教育方法の工夫として、国内外の大学・研究機関等で実際に研究・仕事をしている理工系研究者を講師とし、毎回、講師を変えながら、様々な話題、専門分野について英語で講演することで専門用語の発音や文章の言い回し等について、耳で聴いて理解してもらう英語授業プログラム「英語で専門分野の授業を聴く！！」を実施している。

【改善を要する点】

○　成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会について、明文化されていない。また、成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的な措置として、複数年次にわたり同一の試験問題が繰り返し出題されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックに関する取組は十分とはいえない。また、一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている。（観点８－１－⑤）

＜参　考＞

ｉ　現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

１　現況

（１）高等専門学校名　群馬工業高等専門学校

（２）所在地　群馬県前橋市鳥羽町５８０

（３）学科等の構成

準学士課程：機械工学科、電子メディア工学科、電子情報工学科、物質工学科、環境都市工学科

専攻科課程：生産システム工学専攻、環境工学専攻

（４）認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科（専攻名：生産システム工学専攻、環境工学専攻）

（５）学生数及び教員数（令和３年５月１日現在）

学生数：1,016 人

教員数：専任教員（専門科目担当者）56 人

助手数：0 人

２　特徴

群馬工業高等専門学校（以下「本校」という）は、高専制度創設第一期校として昭和 37 年 4 月に機械工学科、電気工学科、土木工学科（各学科定員 40 名）の 3 学科で設置された。昭和 41 年度に工業化学科（定員 40 名）、昭和 62 年度に電子情報工学科（定員 40 名）が新設された。また平成 4 年度に工業化学科を物質工学科（4 年次以降コース制）へ改組した。また平成 9 年度に土木工学科を環境都市工学科へ改組した。平成 15 年度には電気工学科を電子メディア工学科へと名称変更した。また、平成 7 年度には生産システム工学専攻（定員 12 名）と環境工学専攻（定員 8 名）からなる専攻科を設置した。平成 26 年には、専攻科が大学評価・学位授与機構による学士の学位授与に関わる特例適用認定を受けた。更に、令和 2 年度から、長岡科学技術大学と連携および協力し、先進テクノロジー実践連携教育プログラムが加わった。両校の教育資源を有効に利用しつつ、教育内容の高度化を図り、実践的創造的能力を備えた指導的技術者の養成を目指している。

本校の理念は「科学技術を通し、地球と人の調和をはかり、人類の繁栄に貢献できる人材を育成する」である。また、教育目標として「教育理念に基づく 5 年ないし 7 年間の一貫教育による教育課程の下で、最も得意とする工学の知識と異なる分野の工学の知識を融合することにより、専門分野を広い視野で捉えることができ、将来、より高度な技術的課題に取り組むことができる基礎能力を有する技術者を養成する。」と定めている。科学技術が急激に進歩しそれに伴い社会が変化する一方で、現在は気候変動や新型コロナウイルスの世界的感染拡大など、地球規模の課題に直面している。持続可能な社会を実現し、社会や経済を支え直面する様々な課題を解決する力をもつ人材、科学技術の進歩や時代の変化に対応できる人材の育成を目指している。

準学士課程では、学科を跨いだ多くの学生間の交流を促すため、2 年間（1～2 年生）の混合学級を導入している。文理を問わず基礎的で普遍的な知識・理解や汎用的な技能の獲得を目指し、一般科目に力を入れている。また、専門科目においては基礎的な知識や理論とともに、実験・実習などの実技科目や PBL 科目を重視した教育を行っている。専攻科教育では、本校の教育理念に基づき、専門分野を広い視野で捉えることができ、修了後より高度な技術的課題に取り組むことのできる基礎的能力を有する技術

者を養成することを目指している。卒業後の進路については、本科・専攻科ともに高い求人倍率を維持できており、また準学士課程後の大学編入学、専攻科進学などの進学率も高く、専攻科修了後の大学院進学率も高い。

準学士課程での基礎学力の定着を図るために、平成12年度から3年次共通試験（数学、物理）を導入した。平成17年度からは化学を加え、平成18年度より進級規定に組み入れた。その後、実施形態を見直し、平成23年度からは数学のみを進級要件の共通試験に、物理は物理実力試験として実施し、基礎的な知識および理解の定着を図っている。

英語教育の充実を図るため、平成17年度からTOEIC試験の受験を義務づけ、学生に英語学習に対する意欲を喚起している。平成23年度からは約一ヶ月の語学研修を企画し、希望者（4年生、専攻科1年生）に対し支援を行い、英語能力の向上を図っている。また、専攻科においてはFundamental Mechanicsを初めとする英語による授業も取り入れており、令和元年度からは「英語で専門分野の授業を聴く」という講座を専攻科、本科生を対象に実施している。

幅広い国際的視野を持つ人材を育成するため、平成4年度から4年次学生対象に海外派遣を実施してきた。更に中国上海工程技術大学との教育学術連携協定の締結を機に、平成18年度に国際連携室を設置し上海学生派遣の支援を行った。平成30年度からは、オーストラリアでの英語研修に加え、モンゴルの高専3校とも相互の交流を行っている。

世界に通用する技術者を育成するため5学科（4・5年生）2専攻が一体となり「生産システム環境工学プログラム」を形成している。本プログラムは平成16年には工学（融合複合・新領域）関連分野でJABEE認定され、平成21年度および26年度にその継続が認められた。

地域と共同の技術開発を目的に平成13年度に地域共同技術開発センターを設置し、平成19年度に地域連携テクノセンターと名称を変更した。センターは、地域企業・経済団体・自治体の集まりである群嶺テクノ懇話会とも連携を図りつつ運営を行っている。平成19年度からは、生物・バイオ・環境分野の教育・研究と地域貢献を目的として生物教育研究連携センターが設立され、シンポジウムや講演会、野鳥観察会など特徴的な活動を行っている。平成31年度に生物教育研究連携センターは地域連携テクノセンターに統合され、その活動を継続している。

平成29年度より、"KOSEN4.0"イニシアティブに採択された「バーチャル工房を活かした高専教育高度化による情報活用エンジニアの育成」事業に取り組んでいる。コンピュータを活用した仮想的な実験室であるバーチャル工房を用い、学科や専攻を横断した課題解決やものづくりを行う教育の高度化を図っている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大にともない、長期の登校禁止措置や遠隔授業の実施に迫られた。情報通信技術（ICT）を活用した授業の実施環境を整えられたことから、現在は更にそれらを活かした教育の推進を図っている。

ii　目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

[本校の目的]

群馬工業高等専門学校は、教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

［教育理念］

科学技術を通し、地球と人の調和をはかり、人類の繁栄に貢献できる人材を育成する。

［学習･教育目標］

(1)　教育理念に基づく５年ないし７年間の一貫教育による教育目標

最も得意とする工学の知識と異なる分野の工学の知識を融合することにより、専門分野を広い視野で捉えることができ、将来、より高度な技術的課題に取り組むことができる基礎能力を有する技術者を養成する。

(2)　教育目標を達成するため、各課程においての共通の「学習目標」並びに学科及び専攻ごとの「専門分野の視点に立った学習目標」を定めている。

１）学習目標

①準学士課程（学科共通）

A．地球的規模での人、社会、環境について倫理・教養の基本を身に付ける。

B．技術的問題解決のための幅広い工学の基本的知識を身に付ける。

C．技術的問題解決のための専門分野の基本的知識を身に付ける。

D．技術的課題を分析し、解決するためのシステムをデザインする基礎能力を身に付ける。

E．コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を身に付ける。

②専攻科課程（生産システム環境工学プログラム）

A．地球的規模での人、社会、環境について倫理・教養を身に付ける。

B．技術的問題解決のための幅広い工学の知識を身に付ける。

C．技術的問題解決のための専門分野の知識を身に付ける。各専攻分野における専門科目を総合的に学習することにより、技術的課題が解決できる。

D．技術的課題を分析し、解決するためのシステムをデザインする能力を身に付ける。

E．コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を身に付ける。

③専攻科課程（先進テクノロジー実践連携教育プログラム）

長岡技術科学大学との連携によって、地域に根差したローカルとグローバルの両視点をもつグローカル技術者を育成する。

○　群馬高専では、ローカル教育を分担し、専門基礎と英語でのコミュニケーション力の向上、地域企業との共同実験や研究経験の充実を図り、地域の産業に根ざしたローカルの視点から考察できる力を涵養する。一方、長岡技科大では、グローバル教育を分担し、専門教育と研究・技術の修得等の実践的体験を実施することで、地球と環境を考慮したグローバルの視点から考察できる力を涵養する。

○　研究は、両機関の教員が共同研究として指導し、研究成果を国内の学会等で発表して、高いプレゼンテーション力を身に着ける。

○　研究成果は、海外において英語で発表を経験するとともに海外の大学や企業においてインターンシップ等を体験して国際経験を養う。

○　本プログラムでの在籍期間中に県内企業訪問を行うことで、地域が求める人材像を認識する能

力を身に着ける。

２）専門分野の視点に立った学習目標

①準学士課程（学科ごと）

・機械工学科：産業技術や機械システムなどの機械工学分野に関する基礎知識を習得する。

・電子メディア工学科：電子材料、エネルギー、電子情報通信などの電子メディア工学分野に関する基礎知識を習得する。

・電子情報工学科：コンピュータのハードウエア、ソフトウエアなどの電子情報工学分野に関する基礎知識を習得する。

・物質工学科：化学的な知識を基にして材料化学、生物工学などの物質工学分野の基礎知識を習得する。

・環境都市工学科：計画、設計、施工、管理などの環境都市工学分野に関する基礎知識を習得する。

②専攻科課程（専攻ごと）

・生産システム工学専攻

機械工学、電子メディア工学、電子情報工学の各学科で修得した知識を基礎とし、より高度な専門各分野の知識及びそれらを融合した領域について学び、各種の機器、デバイス、システムなどの開発・設計・製造を行うための基礎的能力を身に付ける。

・環境工学専攻

物質工学と環境都市工学の各学科で修得した知識を基礎とし、より高度な専門各分野の知識及び「環境」を主題とする、それらの融合領域について学び、自然環境の保全と分析、都市環境のデザイン、新しい材料や医薬品の創製、生物資源の開発などを行うための基礎的能力を身に付ける。

［各学科と各専攻の教育目的］

各学科、各専攻の教育目的は以下のとおりである。

①準学士課程

・機械工学科

機械工学における力学、材料、加工及びエネルギーの分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する機構、制御、設計、解析等の知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

・電子メディア工学科

電子メディア工学における情報通信、新エネルギー及び電子材料の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用するエレクトロニクスの知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

・電子情報工学科

電子情報工学におけるハードウェア及びソフトウェアの分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する情報・通信・計算機工学等の知識、理論及び技術を

実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

・物質工学科

物質工学における物理化学、無機化学、有機化学、微生物学、生化学及び化学工学の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する材料化学又は生物工学等の知識と理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

・環境都市工学科

環境都市工学における構造・力学、環境・衛生、水理・水工、材料・コンクリート、土質・地盤及び都市・交通の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識、理論及び技術、並びにこれらを応用する環境、都市、防災の知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

②専攻科課程

・生産システム工学専攻

高等専門学校における教育の基礎の上に、機械工学、電子メディア工学又は電子情報工学のいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

・環境工学専攻

高等専門学校における教育の基礎の上に、物質工学（材料化学及び生物工学）又は環境都市工学のいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識や理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。